

所得税・町県民税等申告相談のお知らせ

所得税・町県民税の申告時期となりました。

確定申告が必要な方が期限までに申告を済ませないと、申告加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告を行ってください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行います。都合で指定日に相談できない方はご利用ください。

期間

2月18日(月)から3月15日(金)まで

申告相談時間

【午前の部】午前9時から午前11時まで
【午後の部】午後1時から午後4時まで
※木曜日は午後7時まで

受付会場

役場 2階会議室2
(受付会場は午前8時に開放。
受付簿は午前8時30分に設置します)

申告会場

役場 2階会議室1
※役場東玄関からエレベーターをご利用ください。

申告相談スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
	2月	12	13	14	15	16
17	18 平和台	19 向原大林	20 栄町1区2区 (1~20班)	21 栄町2区 (21班~)	22 西軽井沢 (第1~3地区)	23
24	25 西軽井沢 (第4地区~)	26 上宿	27 小田井 荒町	28 桜ヶ丘 児玉(1~6班)		

毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
	3月				1 児玉 (7班~)	2
3	4 三ツ谷 旭町	5 塩野1~5	6 塩野6~8 寺沢	7 清万 一里塚	8 八ヶ倉 馬瀬口1~2	9
10	11 馬瀬口 3~6	12 豊昇 面替	13 草越 広戸	14 全地区	15 全地区	

※可能な限り、各地区の指定日にご相談ください。なお、指定日に都合の悪い方は、期間中の別の日、毎週木曜日、または全地区対象日をご利用下さい。

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方
 - ② 一時所得(生命保険の満期金など)のある方
 - ③ 2カ所以上の会社から給与の支払いを受けた方(給与を合算して年末調整された方は不要)
 - ④ 退職等の理由により年末調整をしていない方
 - ⑤ 医療費控除や住宅ローン控除を受けようとする方
 - ⑥ 公的年金の収入の合計額が400万円を超える方
 - ⑦ 公的年金以外の所得があり、その所得の合計額が20万円を超える方
- ※ 所得税の予定納税をした方は必ず確定申告を行ってください。

注意事項

- ※ 次に該当する方は、書類審査等がありますので、佐久税務署で確定申告を行ってください。
- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
 - 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(認定長期優良住宅・バリアフリー・改修・省エネ改修を含む)

- 先物取引・FX・NISA・REITなどがある方
- 損益通算を必要とする方
- 税務署から申告案内状と申告書が郵送された方
- 消費税申告・贈与税申告および青色申告の方

※ これら以外にも申告内容によっては税務署での申告をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

主な必要書類等

- 印章(認め印)
- 個人番号カードもしくは、通知カードと運転免許証などの身分証明書
- 利用者識別番号(ID・パスワード)(次ページ参照)
- 給与・年金等の源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類等も必要)
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書(日本年金機構・各契約会社より発行のもの)
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書等
- 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等

町県民税の申告が必要な方

町県民税は、前年の収入に対し平成31年1月1日現在、住民登録がある市町村で1年間課税されます。確定申告を行う必要がない方でも、町県民税申告書の提出が必要になる場合がありますので、次に該当する方は申告を行ってください。

- 前年中に収入がなかった方で、誰からも税申告上の扶養にとられない方
- 同一世帯以外の方の税申告上扶養になっっている方
- 収入があり、所得税の確定申告が必要ない方(給与収入の場合は勤務先で年末調整がされている場合は町県民税申告も不要)
- 公的年金収入400万円以下、かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下である方のうち、医療費控除、配偶者、扶養、その他の控除を受けられる方
- 遺族年金・障害年金・雇用保険等非課税所得の受給者の方

※ 町県民税申告は郵送での提出も可能です。希望される方は税務課までご連絡ください。町県民税申告書と返信用封筒をお送りします。

申告を忘れてしまうと

所得額や税額は、町・県・国の制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると次のような影響があります。

- 所得・課税証明書等が発行できません。
- 国民健康保険では、所得額を参考とする軽減判定の対象となりません。
- 国民年金では、保険料の免除申請ができません。
- 保育園の入園(通園)では、保育料が本来の額より高くなる場合があります。
- 町営住宅では、住宅家賃が本来の額より高くなる場合があります。

問い合わせ先

- 所得税に関すること
佐久税務署
〒385-1861-1
佐久市岩村田1201番地2
0267(67)3460
- 町県民税に関すること
税務課住民税係
(32)3126